

## リノベーションスクール開講支援事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、リノベーションまちづくりに係る人材の育成と県内各地への普及を図るため、リノベーションスクールを開講する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「リノベーションまちづくり」とは、一定の地域内で空き店舗などの遊休不動産を複数リノベーションし、面的再生を進めることで、地域課題の解決を図るまちづくりの手法をいう。
- (2) この要綱において「リノベーションスクール」とは、参加者がグループに分かれて、実在する遊休不動産を題材に、リノベーションまちづくりに精通した講師のアドバイスを受けながら、遊休不動産及び周辺エリアを再生する事業計画を作成し、実事業化に向け、不動産オーナー等にプレゼンテーションを行う実践型スクールをいう。
- (3) この要綱において「市町」とは、県内の市町（ただし、政令指定都市を除く。以下同じ）をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象  
リノベーションスクールを開講する事業に要する経費
- (2) 補助率（額）  
(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、500万円を限度とする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 収支予算書（様式第3号）
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書

類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

## 第6 軽微な変更

第5(1)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

### (1) 事業の内容の変更

補助事業の内容に著しい変更が生じないもので、補助事業の目的の達成をより効果的にする変更

### (2) 経費の配分の変更

事業費の 20%以内の変更

## 第7 変更の承認申請

提出書類 各 1 部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

## 第8 実績報告

### (1) 提出書類 各 1 部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到着した日から起算して30日を経過した日）又は年度内の2月28日のいずれか早い日まで

## 第9 請求の手続

### (1) 提出書類 1 部

請求書（様式第6号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る

消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになつた場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

リノベーションスクール開講支援事業費補助金交付申請書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事　氏　　名　様

市町長　氏　　名

年度においてリノベーションスクール開講支援事業を実施したいので、補助金を交付される  
よう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額　　円  
(補助金所要額)　　(補助金に係る消費税仕入控除税額等)　　(補助金額)  
円　ー　　円　＝　　円

2 事業の目的

口座振替先　金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

区分	内 容	実施（予定）時期	備 考

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
		円	円	円	円
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
		円	円	円	円
計					

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

リノベーションスクール開講支援事業計画変更承認申請書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事　氏　　名　　様

市町長　氏　　名

年　月　日付け　第　号により補助金の交付の決定を受けたリノベーションスクール開講支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1　変更の理由

2　変更の内容

(注)　以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名  
作成者　職・氏名

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第　　号  
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　　様

市町長　氏　　名

年　月　日付け　第　号により補助金の交付の決定を受けたリノベーションスクール開講支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注)　以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

請求書

金　　円

ただし、　　年　月　日付け　第　号により補助金の交付の確定（決定）を受けたリノベーションスクール開講支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　月　日

静岡県知事　氏　　名　様

市町長　氏　　名

（注）　以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事　氏　　名　様

市町長　氏　　名

年　月　日付け　第　号により補助金の交付の決定を受けたリノベーションスクール開講支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1　補助金の確定額

（　年　月　日付け　第　号による額の確定通知額）

金　　円

2　補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金　　円

3　消費税額及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金　　円

4　補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金　　円

（注）　以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名